

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとは、
翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

◇鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

一 使用料及び手数料の額の引上げ(第一条、第十条関係)
次の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。

- (1) 県立保育専門学院の入学選抜手数料及び入学料
- (2) 県立病院の診断料、検案料及び多胎の場合の分娩料並びに付属の看護婦等養成施設の入学料
- (3) 県立歯科衛生専門学校の入学料
- (4) 県立健康増進センターの体育施設使用料及び入浴施設使用料

(5) 県営境港水産物地方卸売市場の給水施設使用料

(6) 都市公園施設の設置等並びに県立布勢総合運動公園及び県立東郷湖羽合臨海公園の利用に係る使用料

(7) 県立高等学校の入学料及び県立幼稚園の入園料

(8) 県営武道館の施設使用料並びに県営屋内プールの施設使用料及び水泳教室参加料

(9) 県立倉吉体育文化会館の体育館の施設使用料及びスポーツ教室参加料

(10) 皆生温泉公園のテニスコート利用料金

二 その他

1 県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室及び県立倉吉体育文化会館の体育館について、所定の時間帯に連続して専用利用する場合の割引料金制度を導入することとした。(第六条、第九条関係)

2 県立高等学校の授業料の納付期限を変更することとした。(第七条関係)

3 県営屋内プール及び皆生温泉公園プールの使用料の単位を一回制から二時間制に改めることとした。(第八条、第十条関係)

4 県営ライフル射撃場の管理委託先を西伯町から鳥取県ライフル射撃協会に変更することとした。(第八条関係)

5 皆生温泉公園のオートテニスを廃止することとした。(第十条関係)

三 施行期日

この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正
する条例

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九
年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「千五百円」を「二千二百円」に改める。

第五条第二項中「三千六百元」を「四千四百円」に改める。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取
県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「三千六百元」を「四千四百円」に改める。

別表第一の一の表中「二千七百円」を「三千七十五円」に、「五千円」
を「六千円」に、「一万元」を「一万二千元」に改める。

別表第一の二の2中「二万五千元」を「三万円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第三条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三
十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三千六百元」を「四千四百円」に改める。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五
十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「四一〇円」を「五三〇円」に、「一〇〇円」を「一
三〇円」に、「二〇〇円」を「二六〇円」に、「六一〇円」を「八〇〇
円」に、「一時間につき 一五〇円」を「一時間につき 一九〇円」

に改め、同表の備考中「二百円」を「二百六十円」に、「百元」を「百
三十円」に改める。

別表の三の表を次のように改める。

区 分		金 額
健康診断、体力測定又は体育指導を受け た者		一人一回につき 一六〇円
児童又は中学校の生徒		一人一回につき 一五〇円
その他の者	高等学校の生徒、学生又 は一般人	一人一回につき 三九〇円

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改
正)

第五条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(

昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の表給水施設の項中「二五九円」を「三〇一元」に改める。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第六条 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中

一平方メートルにつき一年

五二〇円

を

一平方メートルにつき一年

七〇〇円

に、「八六五円」を

「一、一四〇円」に、「一、七三〇円」を「一、三三〇円」に、「一三〇

円」を「三一〇円」に、

一個につき一年

五二〇円

を

一個につき一年

に、「一元」を「二

円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に改める。

別表第四の一の1の表中

一、〇八〇円
一、四四〇円
五、四〇〇円

を

一、四〇〇円
一、八七〇円
七、〇〇〇円

に、「七、二〇〇円」を「九、三七〇円」に、「一四、四〇〇円」を

「二八、七四〇円」に、

二二、六〇〇円
二八、八〇〇円

を

二八、一一〇円
三七、四九〇円

に、「二二〇円」を「二六〇円」に、

四六〇円
〇九〇円
三六〇円
二八〇円
一七〇円
二四〇円

に、

九七〇円
一、三〇〇円
一、九五〇円
二、六一〇円
二五、七〇〇円
五〇円
二三〇円
一三〇円
一一〇円

を

一、二六〇円
一、六九〇円
二、五四〇円
三、三九〇円
三三、四七〇円
六〇円
二六〇円
一五〇円
一一〇円

に、

三六〇円
九三〇円
三〇〇円
二四〇円
一五〇円
二二〇円

を

一

別表第四の一の2の表中

二二、七六〇円	四〇、一〇〇円
一五、四〇〇円	二四、一〇〇円
八、〇〇〇円	一五、四〇〇円
五、三五〇円	一〇、三〇〇円
九七〇円	二、二六〇円
二三〇円	六六〇円
四六〇円	一、三九〇円

を

二、七〇〇円
五四〇円
四一〇円

を

三、五一〇円
七〇〇円
五二〇円

に改める。

二、七〇〇円
七二〇円
五四〇円

を

三、五〇〇円
九三〇円
七〇〇円

に、「三、六〇〇円」

を「四、六八〇円」に、「一〇、八一〇円」を「一四、〇五〇円」に、

別表第四の一の表の備考に次のように加える。

三 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間

二五〇円
二〇〇円
四一〇円
八四〇円
四一〇円
四六〇円

を

三三〇円	二六〇円	四七〇円	一、〇九〇円	四六〇円	四三〇円	三五〇円	四六〇円	五七〇円
------	------	------	--------	------	------	------	------	------

に改める。

二七、〇八〇円	四七、四八〇円
一八、〇二〇円	三一、三二〇円
一〇、三〇〇円	一八、〇二〇円
六、九〇〇円	一二、〇五〇円
一、二〇〇円	二、八六〇円
二九〇円	八六〇円
五九〇円	一、七九〇円

に、

二五〇円	三六〇円
------	------

帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては百分の九十五、(2)に掲げる時間帯にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後十時まで

(2) 午前九時から午後六時まで、正午から午後十時まで又は午前九時から午後十時まで

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第七条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「三、六〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「三五〇円」を「四〇〇円」に改める。

第四条第一項中「十日(一月分にあつては一月二十日、四月分にあつては四月十五日、八月分にあつては九月十日)」を「二十二日(入学又は入園年度の四月分にあつては、五月二十二日)」に、「当該納付期限後」を「月の中途」に、「その月の末日」を「翌月の二十二日」に改め、同条第二項ただし書中「当該納付期限後」を「五月一日以後」に、「末日」を「翌月の末日」に改め、同条第三項中「四月末日」を「五月二十二日」に、「九月十日」を「九月二十二日」に、「当該納付期限後」を「学期の中途」に、「月の末日」を「月の翌月の二十二日」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九

年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表鳥取県営ライフル射撃場の項中

鳥取県ライフル射撃協会

に改める。

西伯町

を

別表第一の一の表中「一、〇三〇円」を「一、二三〇円」に、「二六〇円」を「三一〇円」に、「四〇〇円」を「五〇〇円」に、「四一〇円」を「五一〇円」に、「一〇〇〇円」を「一二〇〇円」に、「八二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

別表第二の一のイの表を次のように改める。

専用利用	一般利用		区		金額			
	個人		個人		基本料金		超過料金	
	幼児	児童又は中学生の生徒	幼児	児童又は中学生の生徒	温水	冷水	温水	冷水
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円
学生又は一般人	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三七〇円	一人二時間につき 一五〇円	一人二時間につき 二二〇円	一人二時間につき 四六〇円	一人二時間につき 三二〇円	一人二時間につき 一〇〇円	一人二時間につき 七〇円

別表第二の二の表中「二、三六〇円」を「二、五七〇円」に、「三、八八〇円」を「三、一九〇円」に、「五、一五〇円」を「五、五六〇円」に、「五、八七〇円」を「六、三八〇円」に、「一、七五〇円」を「一、八五〇円」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

大 研 修 室		体 育 館										区	分	単 位	金 額					
		一般利用			専 用 利 用										午前九時から 午後六時まで	午後六時から 午後十時まで				
		学生又は一般人	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	アマチュア・スポーツ活動以外の活動			アマチュア・スポーツ活動												
					営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない とき。									
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。	入場料等を徴収する とき。	入場料等を徴収しない とき。		
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	三分の一面一時間につき	三分の一面一時間につき	二分の一面一時間につき	二分の一面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	
三、二九〇円	二、一四〇円	一、六四〇円				三〇、七九〇円	二〇、七〇〇円	一、〇五〇円	八、〇三〇円	一、二〇〇円	一九〇円	二九〇円	二九〇円	五九〇円						
四、二二〇円	二、六七〇円	二、〇六〇円	五〇円	三〇円	二〇円	五三、五六〇円	三五、四三〇円	二〇、七〇〇円	一四、〇〇〇円	二、八六〇円	五九〇円	八九〇円	一、七九〇円							

教 養 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	五八〇円	七三〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	一時間につき	四五〇円	五六〇円
小 研 修 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	八五〇円	一、〇六〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	一時間につき	六五〇円	八二〇円
中 研 修 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	三二〇円	四一〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	一時間につき	四二〇円	五二〇円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	一、四七〇円	一、八三〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。 入場料等を徴収するとき。	一時間につき	一、一三〇円	一、四一〇円
		入場料等を徴収するとき。	一時間につき	七三〇円	九〇〇円
		入場料等を徴収しないとき。	一時間につき	五六〇円	七〇〇円
		入場料等を徴収するとき。	一時間につき	四、二八〇円	五、三五〇円

別表の一の表の備考に次のように加える。

4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては百分の九十五、(2)に

掲げる時間帯にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(1) 午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時

から午後十時まで

(2) 午前九時から午後六時まで、正午から午後十時まで又は午前九時から午後十時まで

別表の三の表中「五一〇円」を「六一〇円」に、「六六〇円」を「八二〇円」に、「八二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県

条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表を次のように改める。

プール利用 料金	普通利用		入園料金				料 金 の 区 分		金 額	
			団体利用		個人利用				基 本 料 金	超 過 料 金
	大 人	小 人	大 人	小 人 (幼児及び児童を除く。)	大 人	小 人 (幼児及び児童を除く。)	一人一回につき	一人一回につき		
									冷 水	温 水
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	四百十円	二百八十円	百円	
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	五百七十円	二百八十円	百四十円	
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	二百円	二百八十円	五十円	
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	二百八十円	二百八十円	七十円	
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	四百十円	二百八十円	百四十円	
	一人二時間につき	一人二時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	四百十円	二百八十円	百円	

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則

テニスコート利用料金	水泳教室	
	大 人	小 人
	一人一課程につき 一コート一時間につき四百七十円。ただし、夜間照明をした 場合にあつては、九百四十円	一人一課程につき 三千百九十円 六千三百八十円

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】